

第4章 Q&A

【1】 年金に関すること

Q 1 退職を考えています。年金の手続きは何をすればいいですか？

- A. 退職により公務員厚生年金の加入から非加入となる場合は、大阪支部で、任命権者等からの情報提供により待機者登録を行いますので、組合員の皆様からの手続きは不要です。ただし、早期退職・定年退職の場合は、任命権者の通知等に従い、退職手当の請求と合わせ、履歴書の提出をお願いします。
- なお、年金受給権者の場合は、「退職・資格変動調査票」を大阪支部へ提出してください。様式はホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>) からダウンロードできます。
- (詳しくは、35 ページをご覧ください)

【年金担当】 P25、35 参照

Q 2 退職後に引越した場合、必要な手続きは？

- A. 公立学校共済組合本部へ住所変更の届出が必要です。
- 届出をしないと、年金請求書をはじめ、公立学校共済組合から送付する書類が正しく送付されません。
- また、氏名が変更になった場合も届出が必要です。
- 届出の様式（年金待機者異動報告書）はホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>) からダウンロードできます。
- ただし年金受給後は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住所変更処理を行うため、ご本人による届出は原則不要です。変更には4～5か月程度かかりますので、郵便局で転送手続きを行ってください。

【年金担当】

Q 3 退職後、扶養していた配偶者の年金手続きも必要ですか？

- A. 在職中、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者でした。
- 退職後、あなたと配偶者が、無職等で厚生年金保険に加入しない場合、60歳になるまで国民年金への加入が必要です。住所地の市区町村の国民年金担当課で手続きを行ってください。

【年金担当】 P26 参照

Q 4 65歳になれば自動的に年金の支給が始まりますか？

- A. 年金支給は自動では始まりません。年金を受給するためにはご自身で年金請求の手続きをする必要があります。請求手続は「年金請求書」を添付書類とともに提出します。（「年金請求書」は登録された住所へ自動的に送付されます。）年金請求の権利は5年で時効となりますので、早めに手続きを行ってください。

【年金担当】P28 参照

Q 5 年金請求書は、いつ頃送られてきますか？

- A. 65歳になる前に、直前に加入していた実施機関（公立学校共済組合や日本年金機構など）から送られます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、加入していた実施機関へお問合せください。

【年金担当】P28 参照

Q 6 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいですか？

- A. 初回の支給は、請求書の提出からおおむね4～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が届き、年金の支給が始まります。年金証書は再就職した時などに必要になりますので、大切に保管してください。

【年金担当】P33 参照

Q 7 年金の支給日はいつですか？

- A. 年金の支給日は2・4・6・8・10・12の年6回です。原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給月の前月と前々月の2ヶ月分が後払いで支給されます。

【年金担当】P33 参照

Q 8 年金から税金が天引きされると聞きましたが、何税が引かれるのでしょうか？

- A. 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。また、お住まいの市区町村と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

【年金担当】P34 参照

【2】 その他

Q 9 任意継続組合員と国民健康保険、どちらの保険料が安いですか。

- A. 保険料は、1年目と2年目で状況が異なります。
- 【保険料の算出について】
- 任意継続組合員 … 退職時の標準報酬月額を元に算出
- 国民健康保険 … 前年の所得等を元に算出(計算方法は、市区町村により異なります。)
- 1年目は、任意継続掛金の方が一般的に安くなる傾向があります。退職直後は、国民健康保険の保険料の算出の元となる前年の所得が高いためです。
- 2年目は、退職によって前年の所得が下がるため、国民健康保険の方が安くなる可能性があります。一方、任意継続掛金は、1年目とほぼ同額となります。
- なお、1年目は任意継続組合員、2年目は国民健康保険に加入することも可能です。
- 具体的な国民健康保険の保険料は、お住まいの市区町村の担当課にご確認ください。
- 【経理担当】 P13 参照

Q10 貸付を利用していますが、定年退職後、再任用フルタイムで勤務する予定です。引き続き定期償還を続けることはできますか。

- A. 退職後、再任用フルタイムや臨時的任用職員で勤務される場合でも、定期償還を続けることはできません。未償還元利金がある方は退職手当から控除します。
- なお、再任用フルタイム勤務や臨時的任用職員で共済組合加入の方が利用できる貸付は、原則、発令されている任用期限内に償還が完了する特別貸付のみです。
- 【貸付担当】 P51 参照

Q11 退職後も宿泊施設利用時に補助を受けられますか。

- A. 現職時と同様の大阪支部からの利用補助はございません。ただし、共済組合が運営する施設は、「宿泊施設特別利用者証」を提示すれば一般料金より有利な組合員料金でご利用になれます。
- 【健康・福祉担当】 P52 参照